

令和2年5月28日

保護者の皆様へ

かつらぎ町教育委員会

### 登園自粛期間の終了について

平素より、教育・保育行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本町では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ご家庭で保育が可能な方については、5月31日までの間、登園の自粛をお願いしてきたところです。

こうした中、5月25日に緊急事態宣言が全国的に解除されたことや、和歌山県内において新たな感染者が確認されていないことを踏まえ、過日よりお知らせしております登園自粛期間については5月31日を以て終了することといたします。

こども園は、遊びを通して総合的な活動を行っており、他の園児との接触等がどうしても生じやすい状況もございますが、工夫・配慮しながら感染予防を講じたうえ、運営を行ってまいりますので、保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、今後の感染拡大状況等により対応を変更することがありますので、ご了承ください。

### 記

#### 1. 今後の登園自粛（家庭保育）について

令和2年6月1日（月）以降に登園自粛（家庭保育）される場合は、保育料の減免対象の適用とはなりません。

#### 2. その他

緊急事態宣言が解除されたとはいえ、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではありませんので、以下について各ご家庭においてもご協力下さい。

- ・手洗いやうがい等による感染予防に努めてください。
- ・健康状態の確認を行っていただき、登園前に必ず体温を測定し、発熱や風邪の症状が見られるときは、登園を控えてください。
- ・保護者等に発熱の症状があるときは、園への立ち入りはご遠慮下さい。

問い合わせ先：かつらぎ町教育委員会  
教育総務課 子育て係  
TEL：0736-22-0303